

IFRSの導入が投資家や監査人に与える影響

掛 谷 純 子

Possible Burdens on Investors and/or Auditors Due to Adoption of IFRS

Junko KAKEYA

【要旨】

資金調達グローバル化を背景に、日本においてもIFRSの導入が検討されている。IFRSと現行の日本の会計基準とは基本的な考え方が大きく異なっており、作成される財務諸表も今までは大きく異なるものとなる。すなわち、財務諸表により投資判断を行う投資家や、財務諸表の適正性を証明する監査人に大きな影響を与えることとなる。

そこで、IFRSが導入されることにより、投資家や監査人にどのような影響があるのかを、IFRSの基本的な考え方に照らして検討する。

I. はじめに

IFRS（国際財務報告基準）とは、IASB（国際会計基準審議会）が作成する会計基準であり、世界100カ国以上がIFRSを採用または将来的に採用することを表明している。

各国の投資家の投資対象が自国内の企業にとどまらず他国の企業にまで広がっており、日本企業においても資金調達のグローバル化は進んでいる。全国の証券取引所共同で実施された平成22年度株式分布状況調査の調査結果によれば、外国法人等の株式保有比率は26.7%となっている。

このようななか、日本でもIFRSの導入が議論されているところであるが、IFRSの基本的な考え方は日本の現行基準と大きく異なっており、財務諸表への影響も大きい。したがって、財務諸表により投資判断を行う投資家、財務諸表を監査する監査人には少なからず影響が出てくることが考えられる。そこで、IFRSが導入された場合の投資家、監査人への影響を、IFRSの基本的な考え方に照らして検討してみたい。

II. IFRS（国際財務報告基準）について

IFRSとは、IASBが公表する国際的な会計基準の総称であり、IFRSの設定にあたっては、世

界の資本市場参加者のための会計のグローバル・スタンダードの形成という考え方が全面に打ち出されている。そこで、IFRSでは各国固有の経済環境になじむよう、細かな点まで会計基準や細則（以下「会計基準等」という）に書き込まない「原則主義」という特徴を持つ。

IASBが公表している「財務報告に関する概念フレームワーク」（以下「概念フレームワーク」という）は、IFRSの開発と見直しを行う際の基礎となるものであり、そこにIFRSの基礎となる考え方が示されている。そこで、まず「概念フレームワーク」が想定している財務諸表の利用者を見ることにより、財務諸表がどのような情報を表すべきと考えているかを検討したい。なお、「概念フレームワーク」は1989年に公表され、2010年に改訂が行われていることから、その両方を見ていくこととする。

1989年に公表された「概念フレームワーク」第9項には財務報告の利用者として、投資者、従業員、貸付者、仕入先その他の取引業者、得意先、政府・監督官庁、一般大衆が掲げられていた。しかし、その一方で、第10項の「投資者の要求を満たすことにより、他の想定利用者の要求の大部分を満たすことになる」という文言からも読み取れるように基本的には財務報告の主な利用者として投資家を想定している。すなわち、財務報告の目的は投資意思決定目的であると考えているのである。

2010年に改訂が行われた現在の「概念フレームワーク」OB2項では、財務報告の利用者として投資家、貸付者、その他の債権者が掲げられており（現在の投資家、貸付者、その他の債権者のみならず将来投資家、貸付者、その他の債権者になる可能性があるものを含む）、改訂前の「概念フレームワーク」で利用者として掲げられていた得意先や政府監督官庁等は削除されている。このことから、改訂後の「概念フレームワーク」は、財務報告の利用者として、財務報告から過去の事実を知りたいという利用者ではなく、将来の収入獲得能力を予測するための情報を期待する利用者を対象としていることを明確にしている。すなわち、1989年に公表された「概念フレームワーク」と同様、財務報告の目的は投資意思決定目的であると考えているのである。

一方、日本においては、投資家だけでなく債権者や政府・監督官庁などさまざまな利害関係者を想定したうえで基準が作成されている。すなわち、財務報告から過去の事実を知りたいという利用者と、将来の収入獲得能力を予測するための情報を期待する利用者の両方を対象としているが、具体的には過去の事実を報告することにより、全ての利害関係者に資する財務報告を行っているのである。

このように、IFRSと現行の日本基準とでは基本的な考え方に違いがあり、それぞれの考え方で作成される財務諸表は当然異なるものとなる。そこで、IFRSの基本的な考え方を具体的にみていくとともに、そこから導き出される投資家や監査人への影響を検討していくこととする。

Ⅲ. 原則主義

Ⅱで見たように、IFRSは「原則主義」という特徴を持つことから、会計基準等には細かな点までは書き込まれておらず、経営者の判断にゆだねられるところが大きくなっている。そのため、IFRSを適用する企業の財務諸表は、その作成者である経営者の判断が介入する余地が大きく、IFRSにより作成された財務諸表において採用される会計処理方針は、経営者により大きな差が

生じることは避けられない。

一方、日本の会計基準は「細則主義」の特徴を持ち、詳細な基準や指針が定められていることから、経営者の判断が介入する余地は限られている。確かに、現行の日本基準においても複数の会計処理が認められており、そのなかから経営者は自社の財政状態、経営成績を適切に表す会計処理方針を採用することができる。しかし、会計基準等でその選択適用の幅は限定されていることから、投資家は、いずれの会計処理方針を採用しているかを確認することにより、比較的容易に他社との比較を行うことが可能である。

そのため、IFRSにより作成された財務諸表を読むにあたっては、経営者がどのような判断のもとで財務諸表を作成しているかを読み取ることが非常に重要となってくるであろう。

次に、IFRSが原則主義を採用していることによる監査人への影響を見てみることにする。

前述したとおり、IFRSを適用する企業の財務諸表は、その作成者である経営者の判断が介入する余地が大きくなっている。現行の日本基準においては会計基準等でその選択適用の幅は限定されているため、監査人は、経営者が採用した会計処理方針について、会計基準等で認められたものであるかどうかを検討することにより、その適正性を確かめることが可能である。しかし、IFRSが適用された場合には、経営者の判断が適切かどうかを確認するためのよりどころがなく、監査人は、個別具体的に判断していくしかない。

例えば、IFRSにも重要性の原則と同様の考え方はあるものの、「概念フレームワーク」QC11項では「重要性についての統一的な量的閾値を明示することや、特定の状況において何が重要性があるものとなり得るかを前もって決定することはできない」とされている。すなわち、財務報告利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすかどうかはその判断基準となるが、具体的な数値基準はなく、経営者や監査人にその判断がゆだねられることになる。

さらに、IAS第1号19項に、適正に表示するためIFRSを適用しないことがある旨の記載があることにも、経営者の判断を重視するIFRSの姿勢が表れているが、仮にこの基準により経営者がIFRSを適用しない場合、監査人がどのように判断するのか、非常に難しい問題であると考えられる。

IV. 公正価値会計

IFRSが財務報告の目的を投資意思決定目的と考えているのはIIで述べたとおりであり、経営者は、投資家の投資判断に資する情報を開示することが必要となる。ここに、投資家が要求する情報とは「株主にとっての企業の価値」であり、それは公正価値により算定された株主持分であるといえる。それゆえ、IFRSにおいては、将来事象の見積りから導かれる公正価値による資産・負債の測定を重視しており、IFRSによる財務情報こそ投資家に資するものであるといわれる¹⁾。

確かに、投資家は、将来のキャッシュ・フローを予測し、将来のキャッシュ・フローを現在価値に割り引いた金額が、投資に必要なキャッシュの額を上回る場合に投資を実行するであろう。しかし、ここで将来のキャッシュ・フローを予測するのはあくまでも投資家である。将来の経済環境などさまざまな要因を考慮し、自らの責任において将来キャッシュ・フローを予測し、投資判断を行うのである。企業会計の生み出す利益の情報は、企業成果の予測値ではなく、現在までの事実を事後的にとらえた実績値である。しかし、情報を開示する側の役割は、基本的にはそう

した事実を伝えることに尽きている。事実を知らされたうえで、将来を予想するのは投資家側の役割である。予想に基づく判断の結果は、投資家の自己責任の問題といえる²⁾。

すなわち、経営者が実績値を開示し、投資家が将来を予測することを前提に、日本のディスクロージャー制度は確立されてきたといえる。確かに、現在の企業会計制度においても経営者の予測値が含まれる。例えば、不良債権の評価や固定資産の減損がそれであるが、これらは取得原価で評価されたものについて将来の損失を早めに計上するという保守主義を適用したものであり、基本的にはすべての資産・負債を公正価値で評価すべきとするIFRSの考え方とは根本的に異なっている³⁾。

一方、IFRSでは、将来事象の見積りから導かれた公正価値による資産・負債の金額が開示されることとなる。経営者は、見積りの前提など詳細な開示が求められることとなるが、投資家は、その詳細な情報をもとに、自らの将来予測と比較し、分析することが必要となるであろう。

次に、公正価値会計による監査人への影響を見てみることにする。

公正価値の信頼度のレベルを表すものとして、一般的に用いられているのがSFAS157による分類である。

(公正価値の信頼度のレベルとインプット)⁴⁾

レベル	公正価値を入手・算出する際のインプット
レベル1	同一の資産・負債に関する活発な市場における（無修正の）取引価格
レベル2	レベル1の取引価格以外で、直接または間接的に観察可能なインプット
レベル3	観察可能な市場データに基づかないインプット

公正価値により測定されている資産・負債を検証する場合、レベル1に分類される資産・負債であれば、監査人は容易に検証が可能であろう。しかし、レベル3に分類される資産・負債は、観察可能な市場データに基づかないインプット、すなわちDCF法などの手法を用いて計算された結果に基づき測定されることとなる。したがって、将来キャッシュ・フローの見積りや割引利子率など、経営者が設定した仮定を用いて測定された公正価値は、経営者の判断が大きく介入することとなる。このような公正価値により測定された資産・負債の監査は非常に複雑なものとなることが予想される。公正価値の測定が財務諸表項目において重要な金額を占めるに従って、公正価値の金額を裏付けるための監査手続も多くの時間が費やされることとなるであろう⁵⁾。すなわち、公正価値で測定される資産・負債が多くなることにより、監査に投入する資源が増加することが考えられる。

V. IFRSの適用範囲が与える影響

IFRSの基本的な考え方から導かれる影響ではないものの、日本において大きな影響となる可能性のある、IFRSの適用範囲について述べることにする。現時点ではIFRSの適用範囲など具体的なことは決まっていないが、会社法や税法との関係、企業の負担感を考慮し、その適用範囲は限定される可能性がある。しかし、IFRSが適用される企業と適用されない企業が生じた場合、それらの企業の財務諸表比較が困難となり、例えば同業種のIFRS適用企業と非適用企業の財務

諸表を比較する場合には、投資家側で修正のうえ比較するなどの負担が必要となってくる。

また、連結財務諸表にのみIFRSが適用される可能性もあるが、その場合には、日本基準により作成される個別財務諸表とIFRSにより作成される連結財務諸表の両方を監査することとなり、監査に要する時間が増加するであろう。また、監査人がIFRSと日本基準の両方に精通しておくことが必要であるのはいうまでもない。

VI. おわりに

各国の会計基準が統一されることにより、企業間の比較可能性が高まるといわれているが、IFRSを適用した場合には経営者の判断が介入する余地が大きく、かえって比較が困難になる可能性もある。

投資家は、財務諸表から見積りの前提など、経営者の判断の根拠を読み取ることが必要であり、財務諸表本体以外の情報の重要性が高まるとされる。そして、投資家が行っている将来予測と経営者の将来予測が大きく異なる場合には、投資家側で財務諸表を修正したうえで投資判断をする必要が出てくるかもしれない。

監査人は、経営者の判断が適切であるかどうかを、例えば、基準等に記載されている数値基準にあてはめて判断してきた。しかし、IFRSにそのようなものがない以上、自らの判断基準により判断していくこととなる。そこで、事象の本質を捉え、自ら意思決定を行う能力が問われることとなるであろう。そして、その際には財務報告の目的である投資意思決定に役立つかが判断基準となるはずであり、投資家のニーズを意識していくことが必要になるとされる。

【主要参考文献】

- 浦崎直浩（2011）「公正価値」 斎藤静樹・徳賀芳弘編『企業会計の基礎概念』中央経済社。
企業会計基準委員会・財務会計基準機構監訳（2011）『国際財務報告基準（IFRS）2011』中央経済社。
斎藤静樹（2010a）『企業会計とディスクロージャー 第4版』東京大学出版会。
斎藤静樹（2010b）『会計基準の研究（増補版）』中央経済社。
永見 尊（2011）「公正価値測定の監査と監査証拠」千代田邦夫・鳥羽至英編『会計監査と企業統治』中央経済社。
橋本 尚・山田善隆（2010）『IFRS会計学基本テキスト 第2版』中央経済社。
林 隆敏（2008）「利益情報の変容を巡る監査の基本問題」『會計』第173巻第3号，12-23頁。

- 1) これについては、「時価（公正価値）による資産の評価が自己目的化され、それがどのような意味で投資の成果にあたるかがよく検討されないまま、利益の測定が一方的にその影響を受ける例が増えている」との批判もある（斎藤（2010b），41頁）。
- 2) 斎藤（2010a），6-7頁
- 3) 減価償却において原価モデルと再評価モデルの両方が認められるなど、IFRSがすべての資産・負債を公正価値で評価すべきとしているわけではないものの、基本的には公正価値で評価すべきと考えていると思われる。
- 4) 橋本・山田（2010），48頁
- 5) 永見（2011），270頁

